

飯塚市企業立地用適地バンクの運用開始について

民有地を含め、工場などの立地に適する用地の情報を収集し、市内に立地を希望する企業及び研究機関等（以下「企業等」という。）に情報を提供し、企業誘致及び円滑な工場等の移設（増設）を図ることを目的として、不動産関係団体との連携（※1）のもと、企業等と未利用地を活用したい土地の所有者等の用地のマッチング（売買・賃貸借）に関する制度を創設します。

飯塚市は登録された用地情報について市ホームページ等を通じて情報提供を行います。

なお、市は宅地建物取引業法第 12 条（無免許事業等の禁止）に基づき、物件の仲介や斡旋等の行為は行いませんが、情報の積極的な提供及び企業等の動向把握並びに企業立地促進に関する相談等の対応に努めます。

（※1）（公社）福岡県宅地建物取引業協会筑豊支部並びに（公社）全日本不動産協会福岡県本部へ制度説明の上協力依頼、承諾済み。

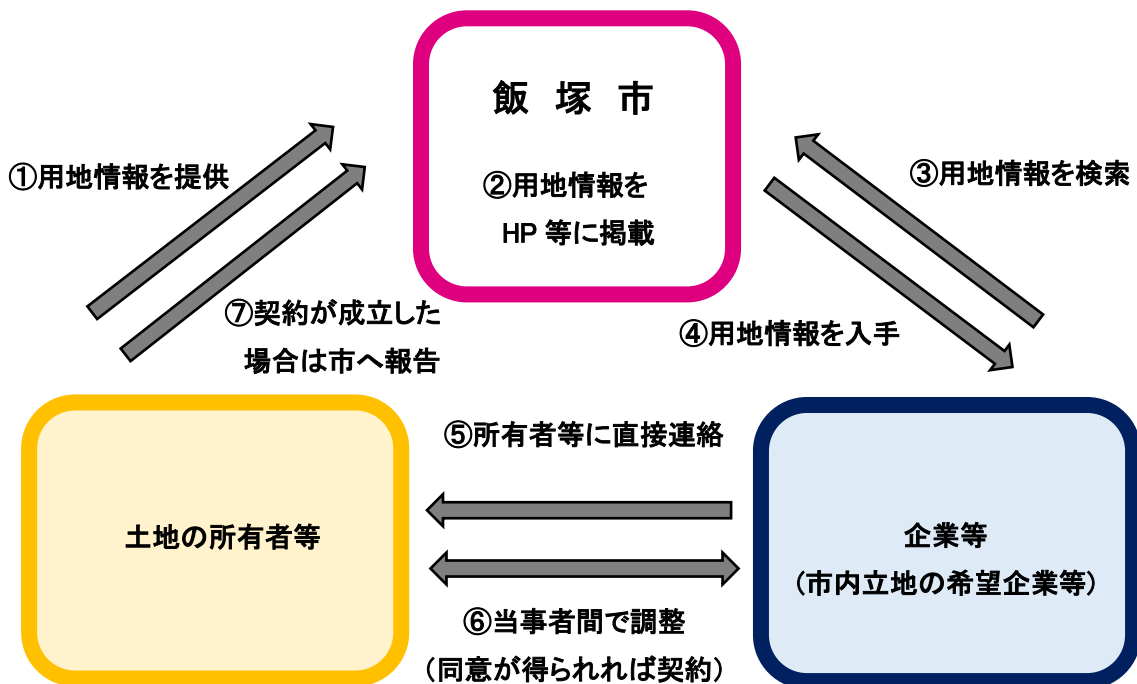
1 登録対象物件

市内において工場等の立地に適する用地で概ね 3,000 m²以上の土地
（当該土地に附帯する建物を含む）

2 情報登録期間

登録日から 2 年間（登録継続の更新可能）

3 制度イメージ図



4 運用開始時期

12 月 1 日 制度運用開始（企業立地用適地バンクの開設：市ホームページ掲載。随時、登録受付）⇒市職員による現地調査、情報提供者へのヒアリング等の実施